

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 2 月 25 日 (火) 第 594 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- くろまぐろ（大型魚）に関する知事管理漁獲可能量の変更 (水産振興課取扱い) 1
- 収去飼料の試験結果の公表（2件） (畜産振興課取扱い) 1
- 土地改良区の役員の就退任の届出 (農地整備課取扱い) 4
- 急傾斜地崩壊危険区域の廃止 (砂防課取扱い) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (北薩地域振興局取扱い) 5

告 示

鹿児島県告示第126号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により，くろまぐろ（大型魚）に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和7年2月25日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について，本県に定められた数量
23.2トン
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県定置漁業	14.7トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（大型魚）漁業	8.4トン

鹿児島県告示第127号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3項の規定により，令和6年5月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要は，次のとおりである。

令和7年2月25日

鹿児島県知事 塩田康一

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称，法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の内容
			令和		

日和産業(株) 鹿児島工場 7140001002355 (鹿児島市)	同 左	ニチワ印プロイラー肥育前期用配合飼料ニューチキンM	6.5	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		ニチワ印子豚育成用配合飼料マスターグローア	6.5	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		肉豚用飼料ボルコマイスターNT	6.5	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		ニチワ印種豚飼育用配合飼料マスターマザー	6.5	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
志布志飼料(株) 志布志工場 1340001015004 (志布志市)	同 左	フィード・ワンブライトSE17	6.5	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		フィード・ワンマチルダ16	6.5	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		フィード・ワングロアM	6.5	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		フィード・ワンK子豚クランブル	6.5	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		フィード・ワンまるまるペレット	6.5	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
(有)島田企画 鹿児島工場 1340002013758 (霧島市)	同 左	BFDパウダー微粉末	6.4	栄養成分等—粗たん白質, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
(株)ESC 本社・財部工場 4340001022385 (曾於市)	同 左	ランランバスター	6.4	栄養成分等—粗たん白質, 粗灰分, カルシウム, リン	無

注 違反の内容の欄には、栄養成分等の表示量に対して過不足があった場合はその成分名、試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

鹿児島県告示第128号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3項の規定により、令和6年6月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要は、次のとおりである。

令和7年2月25日

鹿児島県知事 塩田康一

安全性に関する検査

製造事業場等の名称, 法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の内容
マルイ飼料(株) 飼料工場 7340001011831 (出水市)	同左	飼料	大すう育成用配合飼料マルイ印育成大すう用	令和 6.6	重金属—カドミウム	無
		飼料	成鶏飼育用配	6.6	重金属—	無

			合飼料マルイ 印成鶏用フェ ーズNo. 2		カドミウ ム	
		飼料	プロイラー肥 育後期用配合 飼料マルイ印 元気プロイラ ーSマッシュ	6.6	重金属－ カドミウ ム	無
(株) ジャパン ファーム 化粧品工場 5340001015264 (垂水市)	同左	飼料	チキンミール	6.6	重金属－ カドミウ ム	無
		飼料	フェザーミール	6.6	重金属－ カドミウ ム	無
日清丸紅飼料 (株) 鹿児島工場 2010001029465 (鹿児島市)	(有) 輝北運輸 5340002025312 (鹿屋市)	飼料	日清丸紅印肉 牛用配合飼料 ファイバープ ロ	6.6	重金属－ カドミウ ム	無
全国酪農飼料 (株) 鹿児島工場 9010401074443 (鹿児島市)		飼料	フィード・ワ ン霜降後期	6.6	重金属－ カドミウ ム	無
志布志飼料 (株) 志布志工場 1340001015004 (志布志市)	出水運輸センター (株) 7340001011708 (出水市)	飼料	フィード・ワ ン赤鶏スター トCR	6.6	重金属－ カドミウ ム	無
		飼料	フィード・ワ ン赤鶏仕上M	6.6	重金属－ カドミウ ム	無
マルイ食品 (株) チキンセンター 野田工場 9340001011838 (出水市)	同左	飼料	チキンミール	6.6	重金属－ カドミウ ム	無

注 違反の内容の欄には、認められた違反の内容、違反となった試験項目及びその試験値を記載してある。

栄養成分に関する検査

製造事業場等の 名称, 法人番号 及び所在地	収去 場所 及び 法人 番号	飼料の名称	製造 (輸入) 年月	試 験 項 目	違反の内容 内容
マルイ飼料 (株) 飼料工場 7340001011831 (出水市)	同左	大すう育成用配合 飼料マルイ印育成 大すう用	令和 6.6	栄養成分等－粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		成鶏飼育用配合飼 料マルイ印成鶏用	6.6	栄養成分等－粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無

		フェーズNo. 2			
		ブロイラー肥育後 期用配合飼料マル イ印元気ブロイラ ーSマッシュ	6.6	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
(株) ジャパン ファーム 化粧品工場 5340001015264 (垂水市)		チキンミール	6.6	栄養成分等—粗たん白質, 粗灰分	無
		フェザーミール	6.6	栄養成分等—粗たん白質, 粗灰分	無
マルイ食品 (株) チキンセンター 野田工場 9340001011838 (出水市)	同左	チキンミール	6.6	栄養成分等—粗たん白質, 粗灰分	無

注 違反の内容の欄には、栄養成分等の表示量に対して過不足があった場合はその成分名、試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

鹿児島県告示第129号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、有明町上水流土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 7 年 2 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 就任した役員の氏名及び住所

理事 上野克比古 志布志市有明町野井倉4082番地
 理事 穴見 博務 曾於郡大崎町菱田1179番地19
 理事 中野 藤幸 志布志市有明町野井倉6214番地 4
 理事 東苑 清範 志布志市有明町野井倉8206番地15
 理事 宮城 孝志 志布志市有明町野井倉4762番地 3
 理事 竹ノ内トシ子 志布志市有明町野井倉7982番地 7
 監事 原田 豊秋 志布志市有明町蓬原1768番地 2
 監事 小野田眞朝 志布志市有明町山重10909番地 1
 (任期 令和 6 年 6 月 1 日から令和10年 5 月 31日まで)

2 退任した役員の氏名及び住所

理事 上野克比古 志布志市有明町野井倉4082番地
 理事 穴見 博務 曾於郡大崎町菱田1179番地19
 理事 中野 藤幸 志布志市有明町野井倉6214番地 4
 理事 東苑 清範 志布志市有明町野井倉8206番地15
 理事 宮城 孝志 志布志市有明町野井倉4762番地 3
 監事 原田 豊秋 志布志市有明町蓬原1768番地 2
 監事 小野田眞朝 志布志市有明町山重10909番地 1

鹿児島県告示第130号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第 3 条第 1 項の規定により、昭和53年 2 月 3 日鹿児島県告示第136号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）で指定した急傾斜地崩壊危険区域のうち唐湊 4 地区に係る区域の指定は、廃止する。

令和 7 年 2 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

北薩地域振興局告示第 3 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により，指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和 7 年 2 月 25 日

北薩地域振興局長 北蘭育子

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ニチイケアセンター高尾野	出水市高尾野町 大久保639-1 Mテナントビル 1F	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区 神田駿河台四丁目6番地	森 信介	令和 7 年 1 月 31 日	重度訪問 介護